

# 建設水道常任委員会

平成25年3月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木田 守彦
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長 補 佐	上 埜 幸 弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、木田委員

委員長 おはようございます。ただいまから、建設水道常任委員会を開会したいと思います。全委員出席をいただいておりますので、それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

小城町長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、（1）議案第2号 斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、議案第2号 斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例についてご説明させていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長 それでは、議案書末尾の要旨をもって説明とさせていただきます。

斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例（要旨）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による道路法（昭和27年法律第180号）第30条の改正に伴い、町道の構造の技術的基準について、本条例を制定するものであります。

主な制定内容であります。前回の事前委員会でご説明させていただいたとおり、第1条から42条からなる条例でありまして、この条例を定めるにあたっては、国及び県の指導のもと、道路構造令を基本的に参酌させていただき規定しております。なお、国道の構造基準、条例委任の基準ではないもの、当町に該当しないものは規定しないこととしていきます。

この条例の施行期日は、平成25年4月1日から施行いたします。

以上で、斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例についての説明とさせていただきます。ご審議賜り原案通りご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
小野委員。

小野委員 事前の委員会でも話題になったと思うんですけども、当然、今までの町道整備について、この規定に沿うように施工されてきたと思うんですが、場合によってはできない場合もあるということをごっかに謳っていますし、だけど、やはり斑鳩町の条例ということになってきますのでね、できるだけ早急に改善するところは、改善してもらいたい。ちょうど一般質問でも、同僚議員というんですか、建水の委員長も言うてましたけれども、三代川沿いの、うねっているというような表現されております。やはりあれは、道路として、車が走っていくのには危険な感じですから、安全と安心が保てないような状態となっておりますので。早急な改善をしてもらいたいと思いますが、この条例を制定するにあたって、それらのことのチェックとか、それらのことも拾っていつてもらいたいと思うんですが、それらのことについては、何か計画があるんですか。

建設課長 これらに対して、こちらのチェックですねんけれども、技術的なことでもありますねんけれども、25年度において、舗装、またその施設等の点検を実施していくような予定をしております。これによりまして、状

況がわかりますので、これの構造基準に照らし合わせてどういうふうにしていくべきなのかというのを検討していきたいと思っております。

小野委員 舗装というものに対しては、あんまり安全どうのこのじゃないと思うんですが。国道は、いろいろ排水のことも考えてやってくれていますけれども。それよりやっぱり縦横断の勾配ですね、道路としてやはり機能が発揮できるような、これ技術的基準を定めているということはそうだと思うんですが、いろんな既設のどこへ合わせていかなければいけないという難しさもあるんですが。新設の道路については、きちっとできていると思うんですが、今の、この前、委員長的一般質問の言っておられたところなんかもほんまに、三代川との関係で、そのとき、そのときの指導というんですかね、それは町が指導したんじゃないと思いますが、それによってああいうような道路ができてきたんじゃないかと、私は思っています。抜本的な改良はできないかなと思いますけれども、ぜひとも早急に検討してもらって、やってもらいたいなと。三代川の改修がすればできるんだということも私は思いますけどね、三代川の改修もそこまで上がってきている様子もないしね。その一般質問の答弁で、三代川の左岸側に道路を計画しておるから、あの橋も、余分なというたらおかしいけど、今となっては余分な橋を落としてしまうから、ある程度、こちらの町道も縦断勾配になるんだという回答もしておられましたけれどもね。できるだけ早く、この条例もこうして出してきておられますから、できるだけ早く検討してもらいたい。また他の場所も、たくさんあると思うんです。本当に車乗っていて危ないというところは、たくさん町道にはあります。それは、この条例をきちっと守れば、そういうところはなはずなんですね。だけど、やむを得ずということでされている道路がたくさんあると思いますので、早急なチェックをお願いしたいなと、そのように思います。

委員長 答弁よろしいですか。他、ございませんか。 飯高委員。

飯高委員　今回、当然、道路構造令に基づいて、施工設計また実施されるということで、今回、特に第30条ですね、避難所ということでの改正ということで、30条の1項については、従来どおりのおそらく道路構造令で定められた要項だと思います。2項について、おそらく改正され、どういうふうな形のもとで、こういう形で上がってきたのかということをお聞きしたいと思います。

30条の1項については、おそらく今までどおりやと思います。で、2項については、第4種第4級の道路ということで、待避所のことについて定義されているんですけども、これはどういう形で上がってきているのかということなんですけども、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

建設課長　第4種4級の道路、斑鳩町の町道にあてはまる分について、第4種4級の分もありますねんけれども、それについても、道路構造令には、そういう第3種とか、5級までなっていますので、条例で第4種4級までは待避所を設けられるように、付け加えた形になります。これは、県の条例においてもそういうような対応をされていますので、県の条例を確認して、調整して追加させていただいています。

飯高委員　おそらくは、東日本の大震災において、避難するときに渋滞がおり、そういう関係も生まれているのかなと、自分で考えるわけですけども、今後ですね、そういう防災に対して、待避所を設けていく、地形的な問題もありますけども、これについては、今後、計画する際に、またそういった渋滞を解消するということにおいては、今後見ていく必要があるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

委員長　藤川都市建設部長。

都市建設部長　この第30条の待避所でございますけれども、そもそも構造令で規定されておりました第3種第5級という道路につきましては基本的には4

mの道路という規定をされておりますので、渋滞云々という問題よりも離合ということに対しまして、この3種と言いますのは、都市部ではないところ、地方部という規定を、これ、元々の道路構造令は、全国的なところで規定をされておりますので、都市部あるいは地方部という大きな枠組みがございます。これ第3種は地方部という枠組みでありまして、こういうところについては、この4mの道路につきましても、ところどころに待避所を設ける必要があるという規定をされておりました。しかしながら、第4種につきましても、そういう規定がなかったところがございます。第4種の市街地部分に、都市部ですね、に設ける4m等の道路につきましても、同様に待避所を設ける必要があるやろうということで、県のほうもこういう設定をされましたので、町のほうもこういう規定をあわせて設けさせていただいたということがございます。避難というよりも、離合するために必要な部分での待避所ということがございますので、今後新しい道路を計画していくなかでは、そういうことも配慮しながら計画を進めてまいりたいと思います。

委員長 他ございませんか。 小野委員。

小野委員 先ほどちょっと質問させてもらったなかに、うねりのある町道、それにかかっている、関連しているのが橋なんです。あの橋は誰のものなんでしょうか。どういう状態でかかっているんですか。一般質問での答弁でしたら、左岸側に道路を計画されているから、そういう不要な橋は落とせると。だからうねりをとれるというような、そのように私は聞いたんですがね。あの橋は多分、開発業者が県の指導を受けて、あの橋を占用して架けている橋。それから先のほうに行っている道路は、そら町道に移管されたというものもあるやろうし、元々から町道やというのものもあるやろうし、いろいろなものがあると思います。そうしたら、あの橋は町道なのか、町所有なのかとか、いろんな問題が、同僚議員がちょっと横で聞いてくれと言うから、ちょっと聞いてますねけど。私も疑問に思いますので、どういうような性格のものなんでしょうか。

建設課長 三代川の興留あたりに架かっている町道、町道の部分があります。町道になっているものと、それから開発業者、また個人の占用の橋ということで、管理会社は町道の認定とか、そういうようにする場合については、正式に移管替えということもありますねんけれども、そういうことをされていないとがありますので、今は個人もしくは業者の名前の占有物件ということになります。

小野委員 そしたら、今、松楽園の前ぐらいかな。一番橋が高くて、ぐなっとうねりがきているのは。あの橋は、町道なのか、どこかの開発業者のものなのか、それらはどうなんですかね。

建設課長 松楽園の前ですと、町道にはなっていない場所だと思いますので、まだ業者の占有物件だと思います。

委員長 川端課長、塩見配送の前に、町道と県道とやっている、あの橋やと思うんですけども、小野委員が聞かれているのは。せやからどちらか、県の管理になるのか、町の管理になるのかということやと思うんですけども。それでよろしいですね。 小野委員。

小野委員 橋が誰のものか。

委員長 町道がきている橋と、県道がきてますやんか。町道ですか。

建設課長 町道になります。

小野委員 そうしたら、他のところは、開発業者が占有料を払っているということになるのか、町道以外は。町道とする場合は、これは町道に認定してあるから、その占有料までは県は言わないと思いますけれど、なぜ、それは町道になってくるのか。町道の延伸という形で、元々、委員長もちら

つと言ったけど、あそこはずっと県道でしたので、県道から、福德の  
ところから南側は町道に移管なったと。だから、その時代のときの関係で、  
県道というように思うところもあるし、そのまま県が道路、橋かけて、  
そのまま町が移管をうけて、同じように町道認定したというケースもあ  
ると思うんですがね。その後で、左岸側に、三代川の改修できて、左岸  
側に道路がつく、だから、今となってはこれは障害になっている、こち  
らの右岸側の町道の勾配に対して、障害になっている、当時の計画では、  
そういう高さになるということもあったし、いろんなバイパスの影響も  
あったので、あの高さをキープしたんだと思います。だから、いろんな  
理由があって、今の形が出来ているんだから、元に戻していく必要があ  
るんだと。そこらをきちっと前もって整理しておいて、やっていって  
もらいたいなど、この議案の審議に直接影響はないねんけど、それらの  
ことも考えてもらわんなあかんなど、そのように思います。

委員長 小城町長。

町長 小野委員がおっしゃっていただくように、あの関係等については、私、  
50年に議会に出たときに、やっぱり議論になったのは、郡山斑鳩王寺  
線ということで、結局、バイパスという名前に変わりましたが、昭和  
47年に、結局県の関係と奈良国で、交通安全上、歩道ができないか  
ら、大和郡山斑鳩王寺線ですか、この関係等については、バイパスに  
ということで、48年に変わったわけです。これはいろいろ議論がありま  
すけれども。そういう関係で、なんであんなところに勾配あっておかしい  
やんかという、議会でもいつも質問をしたら、やっぱり将来的にバイパ  
スが付くよってんに、あの橋については、勾配がありまんねんと。せや  
けど、車こう横になるやないかということの議論が、50年ぐらいから、  
議会でもずっと出てると思います。そういう経過から、大分前のこと  
ですから、やはり、かなりそういうことがあったと思います。

委員長 他に、質問ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第20号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業 それでは、議案第20号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指  
課長 定について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

観光産業 次のページをご覧くださいと思います。

課長 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてでございますが、引き続き、一般社団法人斑鳩町観光協会を平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、指定管理者に指定しようとするものであります。このことにつきましては、前回の当委員会におきまして、ご説明いたしましたとおりでございますが、選定いたしました理由につきまして、再度ご説明させていただきます。

一般社団法人斑鳩町観光協会は、平成18年度から7年間の指定管理者としての実績などを総合的に評価しました結果、本施設の重要性や設

置目的をよく理解しており、業務内容に熟知しており、斑鳩の里観光案内所とも調整を取り、観光案内や交通案内のサービスなど、親切で効率的な運営に努力し、管理運営されてきたところでございます。

以上、議案第20号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第21号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業課長 それでは、議案第21号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

観光産業  
課長

次のページをご覧くださいと思います。

斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてでございますが、引き続き、一般社団法人斑鳩町観光協会を平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、指定管理者に指定しようとするものであります。このことにつきましては、前回の当委員会におきまして、ご説明いたしましたとおりでございますが、選定いたしました理由につきまして、再度ご説明をさせていただきます。

一般社団法人斑鳩町観光協会は、平成18年度から7年間の指定管理者としての実績などを総合的に評価いたしました結果、施設の詳細及び業務内容を熟知しており、本施設の重要性や設置目的についてよく理解しているとともに施設内容及び斑鳩町を中心とした案内業務に熟知しております。また、観光ボランティア団体の育成及び支援など、観光振興を図る自主事業を展開しており、それらの事業と施設管理を合わせた一体的で効果的な運営が期待できるということであります。

以上、議案第21号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第21号については、当委員会として満場一致で可決すべきと決しました。

次に、２．継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に平成２４年度の下水道工事進捗状況でございます。

事前委員会で報告いたしました内容から変わりましたのは、面整備工事の神南地区の３路線及び稲葉車瀬地区の２路線、全ての下水道施設の築造工事が完了し、現在、舗装本復旧工事及び雑工事、後片付け等を行っております。

これによりまして、平成２４年度の面整備工事につきましては、全て年度内に完了する見込みで進んでいるところでございます。

つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。

資料１をご覧ください。平成２５年３月１日現在の状況でございます。

平成２４年度に入り公共下水道への接続申請を２３１件いただき、申請総数が２，６９８件、利用世帯数は３，０４８世帯となっているところでございます。接続率につきましては、龍田１丁目地内や法隆寺西３丁目地内の工事が完了し、３月１日に供用開始しておりますことから、前回の委員会より０．１％増え、接続率は６３．６％となっているところでございます。次に、融資あっせん利用総数は１件の申請を受け付け３９件になりました。浄化槽雨水貯留施設への転用申請は、前回の報告数と変わっておりません。

次に、２月の事前委員会で報告いたしました平成２４年度末の供用開始区域について、平成２２年度までの事業計画区域２４５ヘクタールに対する整備済み面積のご質問をいただいておりますが、報告いたしました供用開始区域１８２ヘクタールのうち、平成２３年度からの事業計画区域に新規に編入し、整備を完了して供用開始しております区域は、龍田北２丁目、法隆寺緑ヶ丘でございます、及び龍田西６丁目、幸進町

の区域でございますが、集中浄化槽に係る区域が5ヘクタールでございますので、182ヘクタールから5ヘクタールを除く177ヘクタールが平成22年度までの事業計画区域の供用開始面積でございます。

残る約68ヘクタールにつきましては、農地、公園、神社等で、現況が下水道の供用開始の必要がない面積が約25ヘクタール、主要な幹線を整備する路線として事業計画区域に含んでいる面積が約12ヘクタール、先ほどの工事進捗においてご説明いたしました、平成24年度末に工事が完了し、平成25年度の早期に供用開始する区域の面積が、約5ヘクタール、そして、国道や県河川の沿線で国や県の事業等、他の事業にあわせまして整備する区域の面積が、約6ヘクタールとなりまして、あわせて48ヘクタールとなり、その面積を除く約20ヘクタールが、今後、早期に整備を進める対象となり、平成25年度にも龍田1丁目、法隆寺西3丁目地内の整備に取り組んでまいります。

今後も、公共下水道の整備区域の拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは継続審査、都市基盤整備事業に関することのうち、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、説明をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります、冒頭、町長のあ

いさつにもありましたように、このたびの国の平成24年度補正予算において、いかるがパークウェイ事業にかかる予算3億1千万円の補正予算が確保されたということで聞いております。

なお、その予算の使途でございますが、奈良国道に確認いたしましたところ、平成26年3月末を目途に小吉田モデル区間から岩瀬橋西詰めまでを完成させ、供用するための工事予算として約2億円、また、岩瀬橋西詰から三室交差点までの用地取得に向けての準備のための用地測量調査業務や、物件補償調査業務の作業等を進めていくための予算として、約1億1千万円を充てていくということを確認いたしております。

このように補正予算が確保されたことに伴いまして、奈良国道事務所においては、次年度以降、岩瀬橋西詰から三室交差点までの用地取得に向けての作業が進められていくということで聞いております。

なお、道路構造、三室交差点計画につきましては、これまで地元調整や警察協議を行いながら一定の取りまとめを行われつつありますが、よりよい道路計画となるよう、沿道地域の皆様及び関係機関との協議を継続していくこととされております。

続きまして、法隆寺線整備事業であります。国道25号取り付け部分において残っております1件につきまして、前回の委員会におきまして、マンション管理会社の担当者が店舗前駐車場の計画について取りまとめの調整をされているということをご報告させていただいたところで、この3月23日に地権者とマンション管理会社担当者、町の三者で協議をさせていただくという予定になっております。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
小野委員。

小野委員 今回の施政方針のなかに、法隆寺線が町長ひとことも触れておられなかったように思いますけれども、今、聞かしてもらって、担当課から聞

かしてもらったら、3月23日に地権者と管理者と町で協議すると。ひとこと、ちょっと町長に触れて欲しかったなと思ってたんですがね。それと、先ほどの、三代川沿いの道路についても、町長が最後にちょっと説明していただいたようにね、あれはやはりパークウェイが施工してきたら、取り合いで、あのところは橋がやはり、あの高さが必要だったから作ってあるんだと思うんです。だからそれが、パークウェイがなかなか東のほうへ進んでいってないので、それも施工してきた段階では、ちょうど納まるのかなとか。そのときの計画からは、いろいろパークウェイについても変更なってますので、またなかなか難しいんだと思いますが、その時に取り合いができるんだと。三代川の左岸に道路をつくるということも一つの方法ですが、ああいう、うねりを取るのには、やはり都市計画道路が進んでいけば、落ちついた道路になってくるんじゃないかなと、私は期待してますので、ぜひとも今は、岩瀬橋から西のほうへということでもどんどん進みますが、法隆寺線から東へ、この分についても用地は確保されてるのかなと思うんですが、そちらについても進めて、これは整備促進に関することについて継続審査としてますので、この委員会としても。是非ともがんばって、また高市政調会長ががんばっている間に予算を取ってもらいたい、そのよう思いますので、よろしく願いしときます。お願いだけです。

委員長 他に質疑ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、③の J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてございますが、前回委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。

んが、駅北口からの南北の町道312号線、5号線と呼んでおりますけれども、この整備の関係で、路線東側において残っております1件については、課題となっている隣接地との土地の整理の進捗についての状況把握しながら、できるだけ早く町事業への協力をお願いしてまいりたいと考えていますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

ここで、レジメの方には各課報告事項は書いておらないですけども、先ほど理事者の方から各課報告事項ございますということで申し出がありましたので、理事者の方から報告をお受けしたいと思えます。

藤川都市建設部長。

都市建設部長 1点だけ報告をさせていただきたいと思えます。以前から議員の皆様あるいは地域の皆様からご指摘、ご要望をいただいております大和川河川敷に生えております大きな雑木でございますが、これなんとかならないかというご指摘、ご要望いただいております、大和川河川事務所のほうにも要望をずっとしてきておりました。先日は町長も整備局の河川部長ともお会いいただきまして、要望を行ってございましたところ、先週、ようやくなんです、昭和団地の前の雑木、あるいは目安の前の堤防の雑木、この辺が一掃、全体をですね、伐採作業が実施されまして、今、現状すっきりとした状況になっておりますので、この点だけご報告

をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等ございますか。

( な し )

委員長 ないようですので、次に、3. その他について、各委員から質疑、ご意見等ございましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 県道と思うんですが、安堵斑鳩王寺線かな、三代川沿いに16mか、計画あったと思うんですが。その後、見通しはどうなっているか、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備課長 都市計画道路安堵王寺線の進捗状況でございますけれども、今現在、安堵王寺線というのは、大和郡山市から斑鳩町域を経まして、昭和橋のところまでの都市計画道路ということになっておりますが、これまでも、広域的な道路ということで、県のほうにも県事業としてなんとか整備ができないかということもご要望させていただいておりますが、今のところ事業としての進捗というところは、事業に着手するというにはなっておりません。今後、計画しております駅前整備の中でですね、周辺整備の中で、この都市計画道路の活用というところも、今後、検討はしていきたいと考えております。

中川委員 その道路が見通しつかないということは、斑鳩町の都市計画道路法隆寺線はその道路に接続する計画があると思うんですが、それ都市計画道路やのにね、その法隆寺線はどうなるんでしょう、それは。

都市整備 今、法隆寺線、今途中まで、小吉田のところまでできている、その先

課長 線から、いわゆる都市計画道路安堵法隆寺線までの関係ということになると思うんですけども、当然、今、先ほどご指摘のありました都市計画道路安堵王寺線の状況を見ながら、当然、将来的には接続していかねばならないとは考えております。

中川委員 その県道が見通しつかないから、あそこから伸ばす、将来的には伸ばしたいというような答弁やねんけども、町道である法隆寺線は、南へ伸ばすべきだと思うんですが、その辺はどうですやろ。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 もちろん都市計画道路でございます。当時の計画からすべての道路がですね、接続されてネットワークがようやく完成するわけでございます。ご指摘のように先へ伸ばして接続をするという方法も当然あるかと思っておりますけれども、先ほど課長答弁させていただきましたように、接続先の道路との関連性がやっぱり必要になってくると思います。といいますのは、道路を接続することによりまして、交通の流れが当然そこに入っていきますので、その先を受ける道路の容量といいますか、も当然勘案しながら進めて行く必要もございまして、財政的なことも含めましてですね、当面は安堵王寺線の状況を見ながら、法隆寺線の先線の計画はまた事業化も含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りましたらありがたいと思っております。

中川委員 その南へ伸ばす法隆寺線の中に農地の間に町道があるんですが、また、先が見えない状況ですので、その町道の整備、また担当課のほうへ要望出したいと思っておりますので、またその時はよろしく願います。

都市建設部長 ご要望いただきましたら、その道路につきましてもですね、場所等も含めましてご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長 他にございませんか。 木田委員。

木田委員 12月の18日の委員会のときにね、龍田神社前の中古車屋のミラクルの跡地についてですね、そこを広げていただいたら結構かなということ質問いうんか、させていただいたんですけども。それ以後なんか交渉に行ってくれはったんかどうかについてですね、お聞かせ願いたいと思います。

委員長 川端建設課長。

建設課長 委員がご質問の後、現場等確認し、またあこはバス停とか信号とか、また水路関係もありますんで、その国道とか、そんな協議を事前にできたらなということで、今、粗図面つくって今後ちょっと国道と先、協議していかないと考えますんで、その後地権者と協議していきたいと考えております。

木田委員 その点についてはよろしくをお願いします。

それともう1点なんですけども、富雄川の右岸側についてですね、町道の部分についてガードレールのあるとこと、そしてないところあるねんけども、高安西団地ですか、あこの南側のほうは旧業平橋から南のほうはガードレール付いていて、それから北の方へ上ってくる道については、設置されてないねんけども、同じような高さもあるし、やっぱり道路幅っていうんですか、そういう標識みたいなんは立っているけども、それではちょっと具合悪いのと違うかな、今までにもやっぱり何人か、自転車ではまったりとかいうことで、事故いうんか、怪我はしてなかったりしても、やはりそういうことがあるから、町道の管理上も同じようにそういう安全施設っていうんですか、それはできないものかね。あるいはできるねんけどやられへんのか、田んぼのあるところは、あそこからはあまり勾配あって降りられへんのやけど、そういうふうな基準とい

うんですか、それらについてですね、教えていただきたいと思います。

委員長 川端建設課長。

建設課長 委員さんおっしゃっているのは、北側になりますんで、秋葉川の合流点までの間で、一応河川に関しては、基本的にはガードレールはあまり設置してくれんなどという考えで河川の中では動いておりますんで、今現在は、部分的に反射板つけて表示してますけど、今後、県とも協議をしまして、どのようにできるかっていうのを調整はしていかにしてもらいますけれど、全体に付くというのはなかなか難しいかと思えます。

木田委員 反射板も付けてくれてはるねんけどもね、そやけどあれ、きちっとまっすぐ立って付いてたらよろしいけども、ひっくり返ったりとか、なくなっているとか、そういう何があるからね。それは町のほうで管理してはるのか、どうかちょっとわからんねんけども、やっぱりそういうところも点検してもらってですね、やっぱり安全の面からもガードレールが付けられへんのやったら、そういう点をきちっとやっぱりやってもらいたいということをお願いしておきます。以上です。

委員長 他、ございませんか。 小野委員。

小野委員 まず関連からいきます。先ほど中川委員の安堵王寺線の進捗状況ということで聞いておられましたけども、以前、これの用地として2か所ほど開発公社が、今はないんですが開発公社が所有していた土地があったと思うんですが、それらはどのように処理されているんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 開発公社の土地につきましては、今、土地開発基金という事業地ですので、土地開発基金で保有いたしております。その用地は1か所でございます。

います。1か所です。

小野委員 西小の南側にもあると思いますが。

副町長 あれは開発基金じゃなくて、その用地の中で持っておりますんで、鳩水園と学校の間ですね、その中に含んでおりますんで。ですから基金としては1か所。

小野委員 それも安堵王寺線のために最初は、いかるがホールの北側で開発公社でも取得してますしね。これは県道として、私も聞いてます。県道として施工してくれるんだろうということですね。将来的に、県に買い上げしてもらうかどうか知りませんが、基金のほうからね。そういうものがあることもあるし、やはり、先ほどの都市計画道路についても、整備促進ということも絡みましてね、やはり、安堵王寺線も法隆寺線もそれらがきちっと納まることによって、町道の道路網も整ったものになっていくんだと、これは私が議会へ来させてもらった平成3年の頃から、そのように町長も担当者も言ってますので、町道の、こういうあまり好ましくないような、できるところからやっていっているという方針が、きれいに整ってくるのは、やはり都市計画道路が納まってということで期待してますねけどね。私も平成3年に議会に来てから、もう20何年になる。そういう安堵王寺線というのは、全然見えてこない。これはやはりもう少し県のほうともいろいろ交渉してもらいたいと、そのようにも思います。安堵町でのちょっと進捗も止まっているような様子も聞いてますけどね。やはり町内での法隆寺線との関係、それらも含めて早急にやっていってもらいたいなど、そのように思います。

それと、続けてですが、先ほどの木田委員の質問に関連してなんですがね、課長は、木田委員は交通安全のためにもガードレールを設置できないとかということで聞いておられましたけども、河川のほうも、何か管理上ね、ガードレールをつけることが好ましくないような表現でちょっとおっしゃったように思うんですがね。河川管理としてね、河川敷の

中にいろんな構造物をつくるのは、やはり好ましくないというようなことで、流水の関係でね、いろいろそういう協議はしてくるんだと思いますが、認定している町道の堤防敷の上へガードレールするんやから、別に流水に関していろいろ支障が生じるようには思われませんがね、その点どうなんですかね。どういうことで、やはり河川のどこへガードレール付けることはあまり好ましくないような協議になってしまうんですかね。それをちょっと教えてもらえませんか。

委員長 川端建設課長。

建設課長 河川側に対してのガードレールとか、そういう構造物つくるときの県との協議の中では、特に災害時とかそんなんありますねんけど、どこからも自由に出入りできるようにという形で、今、聞いております。どうしてもつける必要がある場合は、その出入り口等を確保して、開けた形で設置してくれというような形の話は聞いております。

小野委員 そういうことでしたらね、先ほど木田委員がちょっと要望というか、提案しておられた、旧の業平橋、それから秋葉川に沿ってのあの間、それ全部をするのに、つけて必要な箇所だけ開けてというか、カーブのところ開けてもらったら一番困るんやけどね、直線のところかそういうところで、出入り口を開けるというようなことでも、やはり早急に県とも協議してもらいたい。事故起きてからでは遅いと思いますしね。危険な道だと私も思いますんで、その点もよろしくお願いします。

それで続けてすいません。私の住んでいる錦ヶ丘なんですがね、今、大阪ガスが都市ガスを供給するために配管工事をやってるんです。当然町道を掘削するので、町とも協議をされて、だいぶ進んできてますけども、先だって、元というたらあれやけど、自治会長の方から電話あって、あそこへ公共下水を工事してもらう時にいろいろと町とも協議させてもらってね、あそこも古い造成地でしたので集中浄化槽をもっておりました。しかもその浄化槽は、当時の町道に集中浄化槽が何か所かあって、

それで当時の今から言えば幼稚な污水管が流れてます。公共下水を施工してもらって、その町道の勾配もきれいに取ってもらって、舗装もきれいにしてもらって、自治会員皆喜んでましてね、もともと自治会が所有してた污水管、それが不用になりましたので、その後仕舞いということで、すべて枡、小さな枡なんですけど、消毒して埋め戻して、元の形に戻して、そしていく時にちいさな枡、蓋のところを町のほうでは舗装は綺麗にしてもらってますので、それを削って舗装をその分してくれというような要望があったんですがね。そうしたらものすごい見にくいし、それは今後のことでそういう集中浄化槽の消毒とか埋め戻し、それから枡はそのままということで終わってます。その時に、私に電話してきた元自治会長が、その公共下水受入れにつけてのプロジェクトチームのメンバーでしたので、いろいろ話を町ともしておられたこともあるんですが、そうしたところで、またいつか、そういう舗装をやり直す時にしましょうというようなことで、担当と終わっております。それで今早い目についていうんですか、思ったより早く大阪ガスを受け入れるということで、最終的に全面舗装し直すんだと思うんですが、その際に、集中浄化槽の床版っていうんですか、下を埋め戻しますから、それもカットしてもらって、舗装を埋め戻してもらいたい。それから、そういう、枡がところどころにありますので、その鉄板を取ってしまって、きれいに一面に舗装してもらおうというように、もう1度確認してもらいたいというような電話がありましたんで。自治会長を通じて担当課には話してもらっているんですが、どうも大阪ガスが、どういう形で認識しているのか不安ですのでね、この際きちっとどういように協議をしておしているのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。それと加えて以前から街区基準点について、やはり制度上復元する義務はないということなんですけど、あの地域については、以前から地図混乱地域ということで、住民からもいろいろ町へも要望ありまして、町からも法務局に14条地図作成の候補地に陳情してもらってます。街区基準点が残っておれば、それだけ14条地図をやる時にも助かりますので、それらのことも踏まえて、大阪ガスにきちっと話をしているのかどうか、その点をちょっと聞かせ

てもらいたいと、そのように思います。

建設課長　　まず今、現在、錦ヶ丘のほうで、大阪ガスがガス管の埋設工事をして  
おります。最終的には舗装復旧ということになりますんで、この際とい  
うことじゃないですけど、道路内に残っております、廃止された浄化槽  
またマンホールについて、舗装復旧の際に撤去を行えるように、今、施  
工者であります大阪ガスと自治会との調整を取りながら、現在協議を進  
めております。大阪ガスのほうとしては、舗装業者が決まりましたら、  
自治会とともに現場等を確認して調整していこうという形で今現在進め  
ているところです。

それから街区基準点でございますが、これも今現在、大阪ガスの工事  
に伴い、錦ヶ丘には街区多角点が3点ございます。これにつきましては  
斑鳩町街区基準点保管保全要綱に基づいて、大阪ガスのほうから、街区  
基準点付近での工事施工届出書が出されております。これによって、工  
事が竣工したときには、異常の有無が確認できる測量資料等が添付され  
た、街区基準点付近での工事竣工報告書が提出されることになっており  
ます。また、破損等した場合にも機能回復されるような形での指導はし  
ているということです。以上です。

小野委員　　そしたらもう街区基準点、補助点等はもう全然意識なしで舗装される  
ということよろしいですか。

建設課長　　一応これにつきましては、現場等確認して写真も全部添付しておりま  
すんで、その位置、場所も確認しておりますんで、舗装工事に際して  
も、それを見ながら工事を進めているということになりますんで、舗装  
については、その後についての異常を確認するという事も聞いており  
ますんで、それによって整理されるかなと思います。

小野委員　　あのね、全面舗装で復旧ということになっているんですよ。せやから  
補助点はすべて舗装面にあります。だからピンがちょっと大きなものを

打ってあるだけなんです。全部飛ぶんですよ。飛ばなかったら、そこだけ残しておくわけにいかん、できないんですよ。だから、以前からこの委員会でも下水の工事やる時どうやねんと、舗装工事やる時どうやというところで言ってるんですよ。やっぱりあの街区基準点設置した時に、私はね、一般質問で言っているんですよ。国から打ってくれたけど、これはね、町のね財産やねんと。そりゃ制度上、補助点は復元する必要ないと、そういうようになっているけど、やはり多角点からその位置を測量するにつけては街区基準点と同じように多角点を増やしていかなあかん、費用もたくさんかかるんですよ。だから補助点があることによってね、測量の費用も安くあがるということになるんです。だからせっかく打ったやつを他の業界、もちろん町も舗装やり直す時に、そんな無造作にね、個人的に打ってあるような鉋でもないんですよ。だからね、公共下水、流域で県なんかがこのあたりの全部下水なんかとか、水道とか入れるときにね、私らが個人的に打っている鉋も全部復元しているんですよ。鉋というものがどんだけのものがあるかというのは、大手なんかは全部わかっているんです。それをね、町道の管理者、町道がこの補助点を打つのに、町道管理者としてオッケー出しているんですよ。それをまたぱんと飛ばしても知らん顔しているとかね、簡単にそうしてなくしていくということはね、やはり斑鳩町の財産のひとつ無造作にほかしていることになるんですよ。以前からもそういうこと言ってますからね。きちっとそれは大阪ガスに補助点も含めて、街区基準点すべて復元するように。もしあれだったら、その多角点から同じように測量業者を入れてね、復元すればよろしいんですよ。データは町がみな持ってます。だからそれに基づいてするように、きちっとそれはしてもらわんなら困ると思います。どうなんですかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご指摘いただいておりますように、補助点も含めましてですね、復元できるように、大阪ガスとも調整してまいりたいと思います。

委員長 他、ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 1点だけなんですけども、三室山の状況なんですけども、過日ですね、障がい者の方からお話がありまして、三室山に登った際に、急勾配、これはもう当然ね、ああいう地形からすると急勾配という形でしかないのかなと。上へ登っていくと、やはり階段があつてトイレに行きたいということで、そういうことの中で、階段しかなかった。スロープがあつたら、スムーズに行けたんかなということで、また1人じゃなしに補助員もいててしてたら、トイレもかなり老朽化しているというか、当然和式で。健常者の僕も、ちょっとそのお話を受けて、現調したんですけども、やはりトイレなんかすると、健常者の方でもちょっとしにくいような状況のトイレやったということで。この辺については、やはり健常者であれ、障がい者であれ、これからまた花見とかございますんで、そういった際には、通常にそういった中において、すぐに行けるような状況を作っていくことが必要かなと思います。担当課においては、やはり一定のそういった状況もご存知やと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 清水観光産業課長。

観光産業課長 今、飯高委員おっしゃる三室山の中腹にあるトイレ、おっしゃったようにかなり老朽化しており、その中でスロープ、下からのスロープも急でございます。ずっと急でございます。僕、地元に住んでいるなかで、三室山に登るんですけども、1人で登るにしてもなかなかしんどいというふうな急なスロープでございます。そしてまたトイレの階段でございますが、あこはスロープなしで本当に急な階段でトイレに行くと、あこにスロープをつけたらという、飯高委員さんから一応担当課のほうにそういう声を聞かせていただきました。その中で、郡山土木のほうへ行かせていただきまして、そういう話をした中で、県としても、県下にはた

くさんの公園があると、当然でございます。その中でこういう箇所もいろいろあると、順次、優先順位がある中で、とりあえず現場見て、また回答というか、返事させていただくということで聞いております。

飯高委員 トイレなんか特にやっぱりね、観光客もおられますんで、今、上のほうにあるということですが、やっぱりスロープを付けるなりするんですけども、やはり観光客も踏まえて、トイレなんかは下のほうにつくるといってね、担当課も一応考えていただいて県のほうへ、そういう全体的なことを踏まえて提示していただければと思いますので、今後よろしくお願いたします。以上です。

委員長 他、ございませんか。 木田委員。

木田委員 今、竜田大橋付近ですね、歩道設置のための解体工事何軒も、今、4件やってはりますわね。住んでいるところが3軒、大橋から東側で3軒終わってますねんけども。あと北側で5軒、南側で南口の酒屋さんまでかなっていうふうに思うねんけども、あと残っている部分については、どういうふうな残し具合っていうんですか、もう一応話はあるねんけども、まだ解体は行われてないというのか。びっくりするほどの、今年度に入ってから、びっくりするほどのスピードで、あないして解体してこられたと、そしてまた竜田大橋から西の方についても、2件、ガレージやったとことか、大工さんとこの前のブロックとか潰して、協力してはるねんけども。やっぱり、残るのがまた1軒とか、そないなったら、またやっぱり長引くから、その点は、国の事業やねんけども、町としてはどういうふうにつかんであるのか、教えていただきたいと思ます。

委員長 小城町長。

町長 今、木田委員おっしゃいますように、竜田大橋から東側等について、

この南側の3軒で一応解体終わりです。そして、北側については、今、小林さんとか、あるいはまた森口建材店とか、もう解体されてますけども、一番問題は一応最初には全部そういう同意っていうのか、そういう話をさせていただいてます。ただ、やっぱり時期とかありますから、今かわるとか、そういう場所的な問題あるし。前の分でしたら、取り壊したかて次どういう形を取るのか、やっぱり相手方等がございますからね。そう簡単には私はいかないと思います。ただ目に見えているのは、森口さんとか、あるいはそういう小林さんとかは解体してほしいということで、そういう話がつけば、それはもう奈良国道事務所ですか、そういう点については、努力をさせていただいていると思いますし、今、問題は歩行者の関係等について、通学路ですから。そういう点については、今、亀岡の事件等、国はそういう施策等についてはですね、早く努力してほしいということで、この今25号線の竜田大橋から向こうの西側もできるところは拡幅をやっておりましてね、今、特にやっぱり力を入れてやっている。現状は、国というところの国道事務所でもですね、結局人員が足りないんです、人員が足りないものやから町から何人か、やっぱり町がほとんどの話をしながら、国の、こういう形で話つきましたよってに、いつ入札して解体するとかいうことになってきますから。ほとんどこれ仮に国がいろんな施策等をいいますけどもね、末端の県は県でどっちも言ったかてあれですけども、市町村が一番大変なんです。市町村がこれ全部人少ない中で、それに取り掛かりますから、そういう点については、やっぱり相手方との話がつけば、もう当然進んでやっていただけると思います。

木田委員　　そしたら南側は、今、熊谷の昔、魚屋してはったところが今撤去してはるということで、そしたらそれ3軒やいうことで、そこが退かはったら、ある程度工事にかかるというふうに、それと北側の部分についても撤去しはったところはそういう歩道の形に持っていくということになるのかなというふうに思いますねんけども、その点についてですね、もう一応は更地みたいにしたいといて、それからまとまってからしようと思っはるの

か、どうなんですかね。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備  
課長 今、撤去作業が進んでおるところ、あと歩道の整備の考え方というよ  
うなご質問だと思うんですけども。今一応、一連で一定区間がですね、  
つながった形でですね、地権者との交渉も済んで支障物件の撤去等がさ  
れますとですね、その状況を見た中でですね、暫定的に歩道の計画を確  
保するとか、といったような対応をされるような、というふうには国の  
ほうから聞いております。

委員長 ほかございませんか。 小野委員。

小野委員 以前からちょっと不思議に思ってたんですがね。中宮寺交差点での町  
道側ね、買収していただいて、交差点改良というような形で歩道も設置  
してもらって、ということで、今、進めてもらってますけどもね。その  
南側、火事がいってそのままのそこね、南さんですか、名前出して悪い  
んですけども。南さんとこね、これについて、どのような動きがあるの  
か、どのようにして、あそこは県道と国道との交差点、協力してもら  
うねやったら、あそこを鋭角に曲がるということについてはね、やはりバ  
スも難儀しているし、私らも若いころからあの道でちょっと無茶なこと  
もしたこともありますのでね、今言わないけど。確かにね、あの道路と  
国道とは鋭角になってるし、南進む場合にバスなんかでも、四苦八苦し  
てるしね、小型のバスを使っている。あそこ、なんとか改良してもらえ  
たらいいなと思うんですが、県道と国道とのだから町は関係ないんやと  
言われたらそれまでなんですかね。どういうことがネックになっている  
のかね、また、進捗はどういうふうにしてきているんやとか、ちょっと  
教えてください。

委員長 小城町長。

町 長

これはもう、宮崎委員長からも何回かご指摘を受けてますけども、これは当然火事がいたときに、所有者である方と、あるいはまた土地の関係の方と話をし、県にですね、とりあえずあこは狭隘やから、国道あるいは天理斑鳩線の関係ですから、できるだけすべて火事いったところを買収してくれという話をするんですけども。ただ、建っているところの方と土地を持っている方との境界がまったく話にならない。なんぼ、その相手方は代理人を出してますけども、代理人としたかて何も言わないし、こっちはこっちで、おれとこが建っているところが境界やと、向こうは俺とこはもっと入っているとおっしゃるものやから、それが全然いかない、一向に進まない。そういう状況でですね。私どもも、やっぱりこういうことで、仮にやっぱり風とか、今えらい風吹いてますけども、あれで屋根でも、瓦落ちたら、人に当たって怪我になったときにどうするんやと言うて、部長、課長の会議を開く時に言うんです。もうあんな取り壊してもらえよ、県で、取り壊してもらったらいいと。それはできませんとおっしゃるものやから、現実に話がつかなかったらできませんと言うものやから、危険性を考えたら、万が一そういうことが起こった時に、必ずこんな斑鳩町が悪いと、こうなりますよということを担当にも言うんですけども、やっぱり県かてあこまできたらですね、ある程度測量もみなしてるんですよ、県は、一応補償とかいろんな関係等はやってます。1件は入札して、業者が倒産したとかありますけどもね、そういういろんなことがありますけども、一番問題の土地の境界、西面がなかなかいかないということで、相手方の代理人も、もう物はおっしゃらない、こっちは、うちは協力しますよと言っているけども、もうだいたいある程度解決をせんとですね、時間的にもうだいぶ経ってますからね。われわれにとっては不安であそこ通るたびにですね、もし万が一のこと起こったときにはということがありますけども。今、小野委員もおっしゃっていただくように、宮崎委員長も、ほとんど町の議員さんは心配いただいてですね、町としても何とかならんものかと、県も国もやりますよとおっしゃってくれますけども、ただ、境界が話にならないと

いうことに大きな問題があると思います。

小野委員

ということは、火事のいったところに、西側との境界が確定してないんですか。そこの境界が確定しないということで、今、町長もご存知やと思うけどね、裁判にかけるまでもなく、法務局のほうで、筆界特定制度というものもありますしね。それらを利用してね、特定して進めていくという、それが必要ではないかと思いますねんけどね。それをどこから出すんやということもありますけどね。今の所有者がね、そして国なり、県なりね、協力せないかんと思っておられたらね、その方から今の境界がはっきりしないところに法務局に申請してね、それは確定してもらったら済むことだと私は思います。だから、その所有者の方から、そういう調査士なり弁護士なりにね、依頼されたら、筆界特定制度というものが、そして利用することも1回アドバイスしてもらえたらありがたいかなと思いますねんけど。確かに町長心配です。あそこ、こんなこと言ったら大袈裟かもしれませんが、観光客来たらね、これ何っていうことにもなってくるし、やはり、そこらで事故起きた場合のこともありますし。その所有者はね、そういう具合に狭隘な場所を提供しようとしておられて、隣接者の方とのいろんな、境界についてはいろんな要素ありますのでね。どうしても感情的なこともあると思うんですが、それらを解決するために、筆界特定制度というのがありますので、またその方にもそういうものをのしていかないかと、県とか、国にもそういう働きかけをしていただけたらありがたいと思います。一刻も早くあそこを回りやすくしてもらえたら、委員長も帰りやすいんかなと思うねけど。よろしく願いしておきます。

委員長

他、ございませんか。

( な し )

委員長

他にないようですので、継続審査についてお諮りいたします。お手元

にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう  
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、委員長、副委員長にご  
一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午前10時20分 閉会 )